



沖契審第 1 号

令和7年1月29日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県契約審議会

会長 平敷 徹男



沖縄県の契約に関する条例に基づく取組方針の改定について（答申）

令和6年11月14日付け沖縄県諮問商第6号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会において審議した結果、沖縄県の契約に関する取組方針（以下「取組方針」という。）の改定は適当であると認められる旨お答えします。

なお、取組方針に基づく施策の推進に当たっては、沖縄県の契約に関する条例の実効性を確保する観点から、下記の事項に十分配慮されることを付記します。

記

- 1 県の公共調達に係る契約のうち清掃・警備業務等の労働集約型の業務委託については、事業者等の適正な利益が確保されるよう、沖縄県土木建築部が発注する建設工事に係る最低制限価格制度実施要領（平成28年3月25日土技第1612号）を参考に、経費ごとに着目し、人件費や直接経費等を適切に確保した上で、最低制限価格を設定することについて検討すること。
また、年度途中での最低賃金額の改定を見込んだ予算の確保について検討すること。
- 2 県の公共調達に係る契約のうち工事請負契約以外の契約については、予定価格及び最低制限価格を事後公表することについて検討すること。
- 3 入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、パートナーシップ構築宣言を行う企業又は沖縄県所得向上応援企業認証制度に基づく認証企業を評価するよう、各部局等で取り組むこと。
- 4 企業の生産性及び収益性の向上に向け、事業者等に対する経営改善の支援、技術者の育成等に引き続き取り組むこと。